地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日付け保医発0304第1号)を下記のとおり改正し、令和4年11月1日 から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いい たします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節D004-2(4) イを次のとおり改める。
- (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。
 - イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法)
- 2 別添1第2章第3部第1節D023に次を加える。
- (36) ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出 ア ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出は、ヘリ コバクター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、PCR法により測定した

場合に、本区分に掲げる「12」百日咳菌核酸検出 360 点の所定点数を準用して 算定できる。

イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」に即して行うこと。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改正後	現 行
別添1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部・第2部 (略)	第1部・第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D000~D004 (略)	D 0 0 0 ~ D 0 0 4 (略)
D004-2 悪性腫瘍組織検査	D004-2 悪性腫瘍組織検査
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる	(4)「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる
遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、	遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、
医薬品の適応を判定するための補助等に用いるもの	医薬品の適応を判定するための補助等に用いるもの
として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬	として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬
品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等	品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等
により行う場合に算定できる。	により行う場合に算定できる。
ア (略)	ア (略)
イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リア	イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リア
ルタイムPCR法 <u>、PCR-rSSO法</u>)	ルタイムPCR法)
ウ~カ (略)	ウ~カ (略)
D005~D022 (略)	D 0 0 5 ~ D 0 2 2 (略)
D023 微生物核酸同定・定量検査	D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査
(1)~(35) (略)	(1)~(35) (略)

- (36) ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出
 - ア ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出は、ヘリコバクター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、PCR法により測定した場合に、本区分に掲げる「12」百日咳菌核酸検出360点の所定点数を準用して算定できる。
 - イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」に即して行うこと。

 $D023-2\sim D025$ (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節·第4節 (略)

第4部~第13部 (略)

第3章 (略)

(新設)

 $D 0 2 3 - 2 \sim D 0 2 5$ (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部~第13部 (略)

第3章 (略)